

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等 に関する検討会の設置について

1. 目的

平成28年9月より開始した「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」（以下、「連系線検討会」という）において、間接オークションの詳細設計、経過措置の在り方等についての議論を重ね、一定の方向性について整理した「平成28年度（2016年度）中間取りまとめ」を平成29年3月に公表した。

また、本機関の第23回広域系統整備委員会において、「既存設備を最大限有効活用していくために、現状においても調整が困難化している複数の既存事業者間の作業停止調整が円滑に実現できる調整の在り方の検討が必要」と整理され、連系線検討会にタスクアウトされた。

このため、間接オークション導入に係る課題の検討を引き続き行うとともに、地内送電系統の利用ルールの検討を行うことを目的とし、今後はこれまでの「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」から「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」に名称を変更して開催することとする。

2. 位置付け

本検討会は、電力広域的運営推進機関 事務局長が設置する検討会とし、議事は原則公開とする。

制度設計に際しては、本検討会の成果を踏まえて、必要に応じて、国の審議会等の場において審議頂き、審議結果を踏まえて本機関のルール（業務規程、送配電等業務指針）変更につなげてゆくこととする。

3. 議事の公表について

1. 地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会（以下「本検討会」という。）の議事は、業務規程第5条第2項に基づき、公表する。
2. 公表は電力広域的運営推進機関のウェブサイトに掲載することにより行う。
3. 本検討会の議事録は、各委員の確認後に行う。なお、議事録には発言者の個人名を記載する。
4. 配布資料は、原則として公表する。なお、個別の事情に応じて、資料を非公表とすることかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。
5. 本検討会は、原則として公開する。但し、業務規程第5条第2項各号の情報又は個人情報扱う場合その他やむを得ない場合は、座長の判断により非公開とすることができる。

【業務規程】

（広報及び情報公表）

- 第5条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。
- 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
 - 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
 - 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
 - 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
 - 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に準じた取扱いを行う。